

2024年8月6日

障害福祉サービス事業者の皆様

枚方市障害福祉サービス事業者連絡会

会長 安田 雄太郎

## 2024年度 第2回 枚方市障害福祉サービス事業者連絡会の開催について

平素は、事業者連絡会の運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、下記の要項で第2回連絡会を開催いたします。

今回は、「優生保護法と優生思想」をテーマに研修を行います。最高裁大法廷は7月3日、旧優生保護法は憲法違反であること、また、「除斥期間（時の壁）」を認めない判決を出し、国に賠償を命じました。今後、すべての被害者への補償に関する新たな法案や、検証体制・再発防止をめぐり、国側の対応が注目されます。また、2016年の津久井やまゆり園障害者殺傷事件や相次ぐ障害者への虐待事件をはじめ、社会に深く根付いた優生思想を取り除く取り組みを推進することが求められています。

今回の歴史的判決を受けて、長年にわたる国による法的人権侵害や福祉従事者として優生思想をどう捉えるべきかを考えることは、非常に大切な事であると思います。

また、大阪市の分譲マンションでグループホーム（GH）を運営することは、住宅以外の用途を禁じる管理規約に違反するとして、管理組合が運営元の法人に使用差し止めを求めた訴訟について、大阪高裁で7月1日、GHの運営を認める和解が成立しました。和解条項では、GHが住宅にあたるという法的見解を明記した高裁の「所見」も示されました。

研修では、優生保護法裁判やGH裁判の弁護活動を担われてきた辻川弁護士を講師にお招きし、裁判の経緯や判決内容、その意義、今後の動向等をご講演いただきます。

貴重な機会ですので、ぜひご参加くださいますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

1. 日 時 2024年9月10日（火） 午後2時から午後4時

2. 会 場 ラポールひらかた 4階 大研修室

3. 案 件

- ・枚方市からの連絡他
- ・講演：優生保護法裁判の意義と私たちに問われるもの  
講師：辻川 圭乃 さん（辻川法律事務所 弁護士、

旧優生保護法国家賠償請求事件 大阪弁護団 団長）

参加費：無料

※資料は開催前日までにメール配信しますので、各自印刷してご持参ください。

※出席の場合は、9月3日（火）までに参加票をFAX（裏面記載）で送信の上、  
当日も参加票を受付に提出してください。

<裏面もご覧ください>

※全体会（研修）への参加は、会員事業者に限定しています。新たに入会を希望される事業者は、以下のアドレスにメールを送信してください。入会届をPDFで添付し、返信しますので、PDFファイルが受信できるメールアドレスを使用してください。

〇〇〇〇@△△△△

※特別警報等で会場が閉館になった場合は、延期します。その場合は、連絡会に登録いただいているメールアドレスにお知らせメールを送信します。枚方市役所に登録されているアドレスではなく、連絡会専用の名簿からメール送信しますので、入会届にアドレスを記載されていない事業者は、上記アドレスまでお知らせください。会員限定の情報も随時メール配信しています。

■連絡先（事務局） 枚方市大垣内町2丁目1-20  
枚方市役所 福祉事務所 障害企画課 宇内  
障害支援課 林  
電 話 072-841-1152（直通）  
FAX 072-841-5123

## ◆講師プロフィール

### 辻川 圭乃（つじかわ たまの）

1958年大阪市生まれ。京都大学文学部卒。大阪市役所の職員を経て、1990年に弁護士登録。誰でも気軽に相談できる、地域に密着した町医者のような法律事務所を目指し、1997年に辻川法律事務所開設。

日弁連「罪に問われた障がい者の刑事弁護に関する連絡会議」の座長を務め、全国で初めて知的障害者刑事弁護マニュアルを作成するなど、障害者の権利擁護に尽力されている。現在、権利擁護団体「プロテクション・アンド・アドボカシー・大阪」代表。旧優生保護法国家賠償請求事件 大阪弁護団 団長。

また、大阪府障がい者施策推進協議会委員や大阪府障がい者差別解消協議会委員を歴任し、現在、大阪市障がい者施策推進協議会 障がい者差別解消支援地域協議部会委員。

著書に「行列はできないけれど障害のある人にやさしい法律相談所」（Sプランニング）など。